



(A面)

日本国税関
税関様式C第5360号

携帯品・別送品申告書

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。
家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が1枚提出してください。

搭乗機(船)名	出発地
入国日	年 月 日
氏名	フリガナ
現住所 (日本での 滞在先)	
職業	
生年月日	年 月 日
バスチケット番号 旅券番号	
同伴家族	20歳以上 名 6歳以上20歳未満 名 6歳未満 名

※ 以下の質問について、該当する口に“✓”でチェックしてください。

1. 下記に掲げるものを持っていますか? はい いいえ
- ① 麻薬、銃砲、爆発物等の日本への
持込みが禁止又は制限されているもの
(B面1. 及び2. を参照)
- ② 金地金又は金製品
- ③ 免税範囲 (B面3. を参照) を超える
購入品・お土産品・贈答品など
- ④ 商業貨物・商品サンプル
- ⑤ 他人から預かったもの
- *上記のいずれかで「はい」を選択した方は、B面に入国時に
携帯して持ち込むものを記入してください。

2. 100万円相当額を超える現金、有価証券又 はい いいえ
は1kgを超える貴金属などを持っていますか?
- *「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・
輸入申告書」を提出してください。

3. 別送品 入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に
送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか?
 はい (個) いいえ
- *「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものをB
面に記入したこの申告書を2部、税関に提出して、税関の確認を
受けてください。(入国後6か月以内に輸入するものに限る。)
確認を受けた申告書は 別送品を通関する際に必要となります。

《注意事項》
海外又は日本出国時及び到着時に免税店で購入したもの、預
かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、
法令に基づき、税関に申告し、必要な検査を受ける必要がありま
す。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為がある場合は、処
罰されることがあります。

この申告書に記載したとおりである旨申告します。

署名

(B面)

※入国時に携帯して持ち込むものについて、下記の
表に記入してください。(A面の1. 及び3. で
すべて「いいえ」を選択した方は記入する必要は
ありません。)

(注)「その他の品名」欄は、個人的使用に供する購入品
等に限り、1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下
のものは記入不要です。また、別送品も記入不要です。

酒 類		本	*税関記入欄
たばこ	紙巻	本	
	加熱式	箱	
	葉巻	本	
	その他	グラム	
香水		オンス	
その他の品名	数量	価 格	
*税関記入欄			円

1. 日本への持込みが禁止されている主なもの
- ① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚醒剤、MDMA、指定薬物など
② 拳銃等の銃砲、これらの銃砲弾や拳銃部品
③ 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌等の病原体など
④ 貨幣・紙幣・有価証券・クレジットカードなどの偽造品など
⑤ わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど
⑥ 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害品物

2. 日本への持込みが制限されている主なもの
- ① 猟銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類
② ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及び
その製品(ワニ・ヘビ・リカマ・象牙・ジャ香・オパールなど)
③ 事前に検疫確認が必要な生きた動植物、肉製品(ソーセージ・
ジャーキー類を含む。)、野菜、果物、米など
* 事前に動物・植物検疫カウンターでの確認が必要です。

3. 免税範囲(一人あたり。乗組員を除く。)
- ・酒類3本(760mlを1本と換算する。)
・紙巻たばこ400本 (外国製、日本製の区分なし。)
* 20歳未満の方は酒類とたばこの免税範囲はありません。
・海外市価の合計額が20万円の範囲に納まる品物
(入国者の個人的使用に供するものに限る。)
* 海外市価とは、外国における通常の小売価格(購入価格)です。
* 1個で20万円を超える品物の場合は、その全額に課税されます。
* 6歳未満のお子様は、おもちゃなど子供本人が使用するもの以外
は免税になりません。

携帯品・別送品申告書の記載に御協力頂きありがとうございました。日本
に入国(帰国)されるすべての方は、法令に基づき、この申告書を税関に
提出していただく必要があります。引き続き税関検査への御協力をよろし
くお願いします。